

臨時災害放送局用設備仕様書

- 1 品 名 臨時災害放送局用設備
- 2 適用範囲 本仕様書は、臨時災害放送局用設備（以下、本設備という。）について適用する。
- 3 概 要 本設備は、有人の状態により運用される臨時災害用FM放送局用の設備であり、本設備を直接操作することにより、指定された周波数及び出力により音声等を送信する機能を持つ。
- 4 数 量 1台
- 5 納入期限 令和7年3月21日
- 6 納入場所 八尾市役所本館6階危機管理課執務室
- 7 機能要件

(1) 基本装置

ア 可搬型送信機

- | | |
|----------------|--|
| (ア)送信可能周波数 | 76.1～94.9MHz (100kHz間隔) |
| (イ)電波型式 | F8E、F3E |
| (ウ)送信出力 | 10W～100W
(外部アッテネータに頼ることなく、送信機本体で送信出力を10～100Wの連続可変ができること。) |
| (エ)音声入力 | アナログL/R入力 (0dBm～+4 dBmで100%変調) |
| (オ)占有周波数帯幅 | 200kHz 以内 |
| (カ)信号対雑音比(S/N) | 65dB 以上 |
| (キ)電源電圧 | AC100V±10%、50/60Hz |
| (ク)使用温度範囲 | 0℃～45℃ |
| (ケ)付属装置等 | |
| ・ 音声調整装置 | 入力2ch以上 (マイク入力、再生機入力)
ヘッドフォンモニター出力があること |
| ・ 再生機 | CD、USB 再生が可能であること |
| ・ マイクロフォン | ダイナミック型1本以上 (音声放送用) |
| ・ ヘッドフォン | ダイナミック密閉型1個以上 |
| ・ 電源ユニット | AC100V (商用、外部入力切替可能) |
| ・ プロセッサー | 音声調整ができ送信機に対し過大入力を防ぐことが可能なこと |

(コ)その他

- ・ 送信機の冷却ファンは、容易に交換できること。
- ・ 放送運用品質に関わる次の状態表示を視認性良く備えていること。
変調部音声L/R レベル/終段部電圧/終段部電流/送信電力/送信VSWR
- ・ 送信機は下記項目に関わる警報監視を行い、異常検出時は送信機前面部に赤色で表示させること。
送信電力低下/送信VSWR 過大/変調異常 /放熱部温度過大/冷却異常
- ・ 送信機は設置場所に応じて、次の設定を送信機前面部行えること。
送信周波数、送信電力、送信VSWR 検出閾値
- ・ 送信機内部に反射保護素子 (サーキュレーターまたはアイソレーター) を設け、過大な送信VSWR でも送信機が保護されること。

- ・過変調防止機能があり、送信機に安定した音声信号を供給できること
- ・設備は容易に持ち運び可能な機構であること（取っ手などが有ること）
- ・設備は2分割以下であること。
- ・分割されたそれぞれの設備の重量は30kg以下であること、分割されていない場合の設備の重量は30kg以下であること
- ・分割された設備は上下に積上げ可能で、金具等で容易に固定可能であること。
- ・分割された設備の接続は、数箇所程度で容易であること。
- ・分割された設備の大きさは、幅540mm以下、奥行き660mm以下、高さ450mm以下であること。分割していない場合もこの大きさ以下であること。

イ 可搬型送信アンテナ

(ア) 送信アンテナ

- | | |
|------------|---|
| ①送信可能周波数 | 76.1～94.9MHz |
| ②偏波面 | アンテナ1本で水平及び垂直の両方に対応できること
(容易に垂直/水平が選択できること) |
| ③入力インピーダンス | 50Ω (不平衡) |
| ④利得 | 2dBi以上 |
| ⑤指向性 | 水平偏波で特性の形状が8の字でも可とするが、円形に近いことが望ましい |
| ⑥許容電力 | 100W |
| ⑦給電線接続部 | N型 |
| ⑧その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・アンテナは容易に展開でき、既存ポール等へ取り付け可能なこと。 ・アンテナは、収納袋またはケースに収納して容易に持ち運びができること。アンテナ収納袋またはケースの大きさは、長さ1.7m以下、外周0.8m以下のサイズに収まる大きさであること。 |

(イ) アンテナ支柱等

- ・アンテナ支柱等は伸縮ポールと三脚が一体式で自立が可能なこと。
- ・アンテナは3m以上の高さに設置できること。
- ・アンテナを自立させる場合に、必要に応じて補強のために支柱に3点ステー（紐等でも可）を取れる構造とし、必要な部材を付属すること。
- ・アンテナ支柱等の部材は、アンテナ収納袋またはケースにアンテナと共に収納できること。（複数の収納袋またはケースに分かれないこと）
- ・総重量（空中線、三脚一体式支柱）15kg以内であること。

(2) その他

上記のほか、工事設計書が電波法第三章（無線設備）の技術基準及びこれに基づく省令「無線設備規則」（昭和25年電波監理委員会規則第18号）等に適合すること。

9 付属品

(1) 接続電線類

送信機とアンテナを接続するケーブル（同軸10D-2W 20m）

(2) 電源ケーブル

ACケーブル 3m

(3) 音声ケーブル

5m（3ピン オス-メス）2本、1m（3ピン オス-オス）2本

- (4) 取扱説明書
1部（各筐体に添付可能なもので、日本語で記述されたもの）
 - (5) 性能試験成績書
納入設備に関して、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第36条から第37条の測定結果の数値及び必要に応じて図面が記載してあること
 - (6) 収納ケース
 - (7) ダミー抵抗
送信端子に接続してメンテナンス等で使用するもので、送信出力100Wに対応するもの
 - (8) エレメント長表
送信免許周波数にアンテナを調整するためのエレメント長表(ラミネート加工)
- 10 適合法令等
本仕様書に基づく作業等においては、次に掲げる関係法令等を遵守するものとする。
- (1) 電波法及びこれに基づく諸規則等
 - (2) 電気用品安全法及びこれに基づく諸規則等
- 11 その他
- (1) 本装置は、天災その他不可抗力または使用者側の行為若しくは、過失による場合を除き、購入の日から起算して、満一年間は無償で修理する旨を記載した保証書を添付すること。
 - (2) 八尾市危機管理課から当該設備の取扱いに係る説明を求められた場合は、説明を行うこと。
 - (3) 搬入に関しては、あらかじめ搬入日時等の調整を図り、事前に連絡のうえ、八尾市危機管理課の指示に従うこと。
 - (4) 故障等不具合発生の場合に備え、平日9時から17時30分に技術サポートとの連絡体制を確保すること。また、不具合の通知後72時間以内に代替機設置等の配備対応が可能であり、修理設備が返却されるまでの間、代替機の使用が可能であること。
 - (5) 送信機本体は国産であること。故障時においては、故障原因や修理内容、修理の進捗確認の際に早急に回答できるよう国内で修理が行える体制であること。
 - (6) 本仕様書の内容及び解釈等に疑義が生じた場合、その他特に定めのない事項については、事前に八尾市危機管理課と協議し決定すること

暴力団等不当介入に関する特記仕様書

八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、次のとおり措置するものとする。

- (1) 受注者及び下請負人等が契約履行に当り、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、八尾市暴力団排除条例第9条第2項に基づき、速やかに本市に報告するとともに、警察への届出をすること。
- (2) 前項の報告義務を怠ったと認められるときは、入札参加停止措置を行うものとする。
- (3) 受注者及び下請負人等が第1項の不当介入を受け、同項の規定に従い適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、履行期限の延期等の措置を講じることができる。